

**令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた  
広報動画制作業務委託仕様書**

**1 業務の名称**

令和 8 年度 茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画制作業務委託

**2 業務目的**

食料安全保障の観点並びに農業及び農村の有する多面的機能を基に、地域内の消費者が地域における安全で安心かつ良質な食料生産の価値を評価し、食料の購入や生産への協力等により農業者を支える地域内循環型のネットワークの実現に向けた県民意識の醸成を図ることを目指し、「生産者と消費者が Win-Win な関係へ！！（仮）」をテーマに、農業への県民意識の醸成に対して具体的なイメージを持てる動画を作成する。なお、作成した動画は、県ホームページや SNS、イベント等で発信を行う。

**3 担当部局**

茨城県農林水産部農業政策課（水戸市笠原町 9 7 8 番 6）

**4 履行期間**

契約締結の日から令和 9 年 1 月 15 日（金）まで

**5 業務内容**

茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識醸成に向けた広報動画の制作

- （1）制作する動画は 3 本（1 本につき、1 分～1 分 3 0 秒程度を作成）。ただし、導線となるショート版（15 秒程度）も併せて作成する。
- （2）動画は、①県内地域で農産物を生産・販売する生産者の思い、②県内地域で地域の食料を購入する消費者の思い、③農業・農村が有する多面的機能をテーマとし、それぞれ①農業に関わりの少ない消費者、②生産者、③県民全体をメインのターゲットとする。また、ターゲットは、10 代から 40 代の、ショート動画を閲覧する年齢層とする。ターゲットの興味を引き、茨城県食と農を守るための条例第 23 条に係る県民意識の醸成を図るものとなるよう具体的なイメージが持てる企画を立案すること。
- （3）動画の内容は、（2）の内容を軸とし、その際、①農作業の様子、②ほ場の様子（農村風景）、③収穫の様子、④消費者及び生産者の声（インタビュー）を使用すること。なお、必要な事業内容や撮影事象の情報、契約期間に撮影が不可能である映像については、可能な範囲で発注者が提供する。
- （4）撮影場所は茨城県内とする。
- （5）ほ場（農村風景）の撮影には、ドローンを活用した上空からの映像を入れること。
- （6）動画制作に必要な事前調整（撮影許可の取得等）・準備、撮影、編集等必要な作業を行うこと。

- (7) 動画制作の過程において撮影を行った動画や画像は、発注者から求められた場合、随時提供すること。
- (8) 制作した動画の配信（県 HP、県 SNS（instagram、X）及び Youtube 等での配信を想定）を可能にするために必要な処理を行うこと。

## 6 実施計画

受託者は、契約後速やかに本仕様書に基づく実施計画書を作成し、県と協議の上、業務を実施すること。

## 7 実績報告

受託者は、委託業務終了後、委託業務完了報告書、動画データを記録した DVD（正副 2 部）、動画の素材データを添えて発注者に提出すること。

## 8 制作物件の権利の帰属

- (1) 本業務から発生した物件、成果品の所有権、著作権その他の権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 動画制作に活用する BGM やイラストなどの素材については、著作権を確認し使用が可能なもののみ活用すること。
- (3) 受託者は、第三者から業務の成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

## 9 その他

- (1) 食と農を守るための条例第 23 条は、以下の URL に掲載されているため、参考とすること。  
<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/noseisaku/senryaku/shokutonou.html>
- (2) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細は県と十分な協議を行いながら進めるものとし、作業内容及び本仕様書の内容に疑義が生じたときには、その都度県と協議の上、その指示に従い作業を進めること。また、県は作業期間中いつでもその作業状況の報告（報告書の作成を含む）を求めることができるものとする。なお、本仕様書に定めのない事項については、その都度協議の上対応するものとする。
- (3) 月に 1 回程度、事業の進捗状況を報告するとともに、県と打合せを行うなど情報の共有を図ること。また、必要に応じて県の関係機関と連携をとること。なお、打合せした内容は記録し、打合せ後速やかに提出すること。
- (4) 成果物に重大な瑕疵があった場合は、受託者において回収、修正、再印刷等必要な措置を講じること。
- (5) 令和 9 年度以降の事業について、令和 8 年度と異なる受託者による受託又は県による自主運営となった場合は、県の指示に従い、調査を行った企業や産地の担当者・連絡先等事業に関わるすべての情報（データ）を速やかに提供し、年度当初から切れ目なく事業を運営できるよう協力すること。